(別紙)

諮問番号:令和4年諮問第9号 答申番号:令和4年答申第11号

# 答申書

第1 京都府行政不服審査会(以下「審査会」という。)の結論

本件諮問に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

# 第2 事案の概要

本件は、〇市長(以下「処分庁」という。)が令和2年10月16日に審査請求人に対して行った児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく児童手当支給事由消滅処分(以下「本件処分」という。)に関し、審査請求人は郵便物を受け取れない状況にあったのに本件処分が行われたことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

# 第3 審査請求に至る経過等

- 1 審査請求人は、平成29年7月分から、その子に係る児童手当を受給していた。
- 2 平成30年5月31日、処分庁は、例年の事務として、現況届(児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。)第4条第1項に規定する届書をいう。以下同じ。)の提出を現在の受給者に案内するため、審査請求人を含む当該受給者に対し、同年6月分以降の児童手当に関する現況届(以下「30年度現況届」という。)の様式等一式を送付した。なお、本件送付文書は、郵便局から差し戻されることはなかった。
- 3 平成30年7月30日、処分庁は、審査請求人を含む30年度現況届の未提出者に対し、「平成30年度児童手当・特例現況届の提出について」とする文書(30年度現況届の未提出者に対しその提出を促すとともに、提出が遅れる場合には児童手当の支払が遅延すること等を注意喚起する文書)を送付したが、審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付した分は、郵便局から処分庁に差し戻された。
- 4 平成30年8月29日、処分庁は、審査請求人を含む30年度現況届の未提出者に対し、「平成30年度児童手当・特例給付現況届の提出について」とする文書(30年度現況届の未提出者に対し期限を定めて改めてその提出を促すとともに、①当該期限内に提出されない場合には、児童手当の資格要件の確認ができるまでの間、児童手当の支払が一時差止めとなること及び②さらに提出がされない場合は、「定期支払日の翌日から起算して2年を経過したときに、時効により受給権そのものが消滅」する旨を注意喚起する文書)を送付したが、審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付した分は、3と同様に、郵便局から処分庁に差し戻された。
- 5 平成30年9月25日、処分庁は、審査請求人からの30年度現況届の提出がなかったこと から、法第11条の規定により、同年6月分から、審査請求人に対する児童手当の支払の一

時差止めを行い、その旨を審査請求人に対し通知する文書を審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付したが、3及び4と同様に、郵便局から処分庁に差し戻された。

- 6 平成31年2月18日、処分庁は、審査請求人を含む児童手当の支払を差止め中の者に対し、「児童手当に係る書類の提出について」とする文書(現況届等の未提出書類の提出を促すとともに、「支給を受けられなくなってから2年を経過した時は、時効により受給権そのものが消滅」する旨を改めて注意喚起する文書)を送付した。なお、本件送付文書は、郵便局から差し戻されることはなかった。
- 7 令和元年5月31日、処分庁は、例年の事務として、現況届の提出を現在の受給者に案内するため、審査請求人を含む当該受給者に対し、同年6月分以降の児童手当に関する現況届の様式等一式を送付した。なお、本件送付文書は、郵便局から差し戻されることはなかった。
- 8 令和元年11月、審査請求人は、自宅の改修工事(以下「本件工事」という。)を開 始した。
- 9 令和2年5月31日、処分庁は、例年の事務として、現況届の提出を当該受給者に案内するため、審査請求人を含む当該受給者に対し、同年6月分以降の児童手当に関する現況届の様式等一式を送付した。なお、本件送付文書は、郵便局から差し戻されることはなかった。
- 10 令和2年9月頃、審査請求人の自宅に、本件工事中の郵便物を受け取るための郵便ポストが設置された。これ以後の郵便物は、本件工事に係る引渡しまでの間、本件工事の施工業者が預かっていた。
- 11 令和2年10月16日、処分庁は、時効の成立を理由に、審査請求人に対して本件処分を行 うことを決定し、審査請求人に本件処分に係る通知書(以下「本件処分通知書」という。) を送付した。
- 12 令和3年2月22日、審査請求人は、本件工事の施工業者から、10による郵便ポスト設置以後の郵便物をまとめて受領した。
- 13 令和3年3月12日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件工事を行っていたため、長期間にわたり郵便物を受け取れない 状況にあったこと及びそれ以外の期間においても長期出張等により郵便物の確認が遅 れることが多かったことから、本件処分は不服であるとして、本件処分の取消しを求 めるというものである。

# 2 処分庁の主張

(1) 本件処分について、審査請求人は「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」を「令和3年2月23日」であると主張するが、処分庁は、本件処分通知書を令和2年10月16日付けで発送しており、本件処分通知書は同月19日頃までには審査請求人の下に到達し、処分があったことを知り得べき状態に置かれていたとするのが相当である。

よって、令和3年3月12日付けで提起された本件審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項において審査請求期間として定められている「処

分があったことを知った日の翌日から起算して3月」を徒過していることから、不 適法な審査請求であり、却下の裁決を求めるというものである。

- (2) 仮に、本件審査請求が有効なものであるとされた場合においては、次の理由から、 本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。
  - ア 処分庁は、審査請求人に対して度重なる通知及び督促を実施してきたが、審査 請求人から現況届の提出もなく、処分庁への連絡もなかったことから、やむを得 ず審査請求人からの現況届の提出を待たざるを得ない状況であった。
  - イ 一方、処分庁は、アの郵便物によるもののほか、現況届の提出に関する周知徹 底を図るため、市民向け広報紙や市のホームページを活用して広く周知している ところであり、現況届の様式もダウンロードが可能な状況で掲出している。
  - ウ 以上の経過にもかかわらず、審査請求人から30年度現況届の提出がなかったため、児童手当の支給を受ける権利が令和2年10月10日をもって消滅したことにより本件処分を行ったものであるから、審査請求人の主張は認められない。

# 第5 本件に係る法令の規定等

#### 1 法令の規定

- (1) 法第7条第1項は、児童手当の支給要件に該当する者(以下「一般受給資格者」という。)が児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならないとしており、法第8条第1項は、市町村長が受給資格を認定した一般受給資格者等に対し児童手当を支給するものとされている。
- (2) 法第26条第1項は、「第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。」と規定するとともに、同条第3項において、「児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。」と規定している。また、施行規則第4条第1項は、「一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した(中略)届書を市町村長に提出しなければならない。」と規定している。
- (3) 法第11条は、「児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。」としている。
- (4) 法第23条第1項は、「児童手当の支給を受ける権利(中略)は、これらを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。」と規定している。
- (5) 行政不服審査法第18条第1項は、審査請求期間について「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(略)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定している。

#### 2 関係通知等

(1) 現況届について、「五訂 児童手当法の解説」(平成25年5月10日中央法規出版株式会社発行。以下「逐条解説」という。)において、「児童手当の支給を受けている者に、前年の所得の状況、被用者又は被用者等でない者の別、その他児童手当を支

給するに当たって必要な事項を届け出させることにより、児童手当の支給が円滑、 的確になされることを目的としたものである。」とされ、前年の所得の状況及びそ の年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別の二つの届出事項は、施 行規則第4条第1項に定める現況届の中で記入されることとなっている。

(2) 児童手当の支払の一時差止めについて、逐条解説において、「将来に向かって支払を一時延期するに過ぎず、届出等があった場合には、差し止められていた児童手当は遡って支払われるものである。」とされている。

なお、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(市町村における児童手当関係事務処理について(平成27年12月18日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知)) 第17条第6項では、「6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届が提出されない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支給を一時差し止めるものとする。」とされている。

(3) 児童手当の消滅時効について、逐条解説において、「児童手当の支給を受ける権利」とは「児童手当の支給要件に該当している者が、市町村長等に認定を請求し、市町村長等が認定することにより形成された権利である。」とされ、及び「この権利の具体的内容は、法第8条第4項により、各支払期日ごとに児童手当の支払を受けることである。」とされている。

また、「児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」(平成24年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡)においては、現況届の提出がなく児童手当が一時差止めとなり、その後、消滅時効が完成した場合は、「各支払期日ごとに児童手当の支払を受けること」をその内容とする基本権(受給権)の時効が完成するとともに、それに基づく支分権(各支払期日ごとに行使し得る児童手当に係る金銭債権)も消滅するとされ、このうち基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知(支給事由消滅通知)を行うこと(時効の援用)により消滅するとされている。

なお、法第26条の規定による現況届等を提出していないため、法第11条の規定により、児童手当の支払が一時差し止められた場合も、時効の問題が生じるが、この場合に関し、逐条解説においては、「この場合の時効の起算日は、支払が一時差止められた月分以降の児童手当に係る最初の支払期における支払日の翌日となる。」としている。

(4)審査請求期間について、最高裁昭和27年11月20日第一小法廷判決において「処分があったことを知った日」とは、「処分の存在を現実に知つた日を指すものであ」り、「社会通念上処分のあつたことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあつたことを知つたものと推定すること」ができると判示されている。

また、「逐条解説 行政不服審査法」(平成27年総務省行政管理局発行)において、同法は、「国民の権利利益の救済の観点から、審査請求の機会を不当に奪うことのないようにする必要があることから、個々の事案に応じて適切な救済が図られるよう、(中略)審査請求をすることを認める」ことを求めているものであるとされている。

#### 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

- 1 審理員意見書の要旨
  - (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
  - (2) 理由
    - ア 本件処分があったことを知った日について

処分庁は、「児童手当(特例給付)支給事由消滅通知書」を令和2年10月16日付けで発送しているが、審査請求人は、本件工事を長期間に渡って行っており、郵便物を受け取れない状況にあったことから、「処分があったことを知った日」は、令和3年2月23日であると主張しており、その裏付けとなる本件工事の施工業者からの引渡書も提出されている。

第5の2の(4)に記載のとおり、「処分があったことを知った日」とは、処分の存在を現実に知った日を指すが、社会通念上処分のあつたことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定することができるとされている。本件においては、本件処分当時、審査請求人が郵便物を受け取れない状況であったこと及び審査請求人が本件工事の施工業者から令和3年2月22日に郵便物の引渡しを受けたことの主張がなされており、これらの事実を裏付ける証拠書類を確認することができることから、本件審査請求における「処分があったことを知った日」は、審査請求人が主張する令和3年2月23日であるといえる。

そうすると、本件審査請求は、審査請求の出訴期間内に提起された適法な審査 請求であると認められるため、本件審査請求を却下とすることは相当でないと考 えられる。

# イ 本件処分の妥当性について

現況届の提出の必要性については、法令で定められており、また、処分庁においては、審査請求人宛ての通知以外にも、市の広報等を活用し現況届の提出の必要性を周知しており、審査請求人が現況届の提出の必要性、児童手当の支給の一時差し止めの実施及び児童手当の消滅時効(以下「現況届の提出の必要性等」という。)について知り得ない状態ではなかったと考えられる。

その上で、処分庁においては、督促及び支払の一時差止めの手続を経た上で、 なお審査請求人から現況届の提出がなかったため、児童手当の受給権が時効消滅 したことを確認し行った本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適 正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

- 2 審査庁による諮問の要旨
  - (1) 審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、 乗却されるべきであると考えるので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、 審査会に諮問する。
  - (2) (1) の判断をしようとする理由 1 の(2) に同じ。

# 第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第1部会

#### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年10月3日 審査庁が審査会に諮問

令和4年10月12日 第1回調査審議(第1部会)

令和4年11月11日 第2回調査審議("")

令和4年11月15日 答申

# 第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件は、本件審査請求が法定の審査請求期間内に行われたものかどうか(本件審査請求の適法性)及び審査請求人が本件工事により本件処分通知書を一定の期間受領することができなかったことが本件処分の違法性又は不当性を構成するかどうかについて争われているものであるから、これらの争点に関し以下検討する。

2 本件審査請求の適法性について

本件審査請求は、本件処分がなされた令和2年10月16日から約5箇月後の令和3年3月12日に提起されていることから、処分庁は、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間を徒過して提起されたものであり、本件審査請求は不適法であると主張する。

しかし、本件においては、第3に記載のとおり、審査請求人は本件工事を行っていた際、本件工事の施工業者が本件処分通知書を含む一定期間の郵便物を預かり、令和3年2月22日にこれら郵便物を受領したことを確認することができることから、審査請求人は、本件処分通知書が送付された後、本件工事の施工業者から当該郵便物を受領するまでの間、本件処分があったことを知らなかったと考えられる。

そうすると、第5の2の(4)の判例にいう「社会通念上処分のあつたことを当事者の知り得べき状態に置かれたとき」とは、本件においては、当該受領日である令和3年2月22日であると推定され、審査請求人はその翌日である同月23日を処分があったことを知った日というのであるから、令和3年3月12日に提起された本件審査請求は、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間内にされた適法な審査請求と認められる。

- 3 審査請求人が本件工事により本件処分通知書を一定の期間受領することができな かったことが本件処分の違法性又は不当性を構成するかどうかについて
  - (1) 本件処分は、処分庁において、第5の2の(3)に記載の取扱いに従い、審査請求 人の児童手当の受給権に係る消滅時効が完成したことを原因に、当該受給権を消滅させるための通知(消滅時効の援用)を行うためになされたものであるから、 当該消滅時効の完成について法的瑕疵がないかどうかをまず検討する。

法第26条及び施行規則第4条は、児童手当の受給者に対し、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した現況届の提出を義務付けており、この提出義務が果たされなかった場合には、法第11条の規定により、児童手当の支払を一時差し止めることができるとされている。さらに、法第23条において、児童手当の支給を受ける権利(受給権)は、当該権利を行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅するとされており、法第11条の規定により支払が一時差し止められた場合の時効の起算日につい

ては、逐条解説によれば「支払が一時差止められた月分以降の児童手当に係る最初の支払期における支払日の翌日」とされている。

児童手当の受給権の時効消滅には、第5の2の(3)の厚生労働省通知のとおり、支給事由消滅通知による時効の援用を要するとされているから、結局、現況届の提出義務を果たしていない受給者については、法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めた後、当該差止め後の最初の支払期における支払日の翌日から起算して2年が経過したときをもって、法第23条により消滅時効が完成し、時効の援用をもって当該受給権が消滅することとなる。

これを本件に当てはめると、審査請求人は、平成29年度から児童手当を受給開始した後、本件処分に至るまでの間、現況届を一度も提出しておらず、当該提出義務を果たさなかったことが認められる。そのため、処分庁は、平成30年6月分以降に支給されるべき児童手当について、審査請求人が支給要件に該当するかどうかを30年度現況届に基づいて確認することができなかったことから、第5の関係法令等に従い、当該児童手当の支払の一時差止めを行ったことが認められる。さらに、その後も審査請求人から現況届の提出はなく、審査請求人の児童手当の受給権は、支払が一時差し止められた月分以降の最初の支払期における支払日の翌日(本件については、平成30年10月11日)から起算して「2年を経過したとき」に当たる令和2年10月11日をもって、消滅時効が完成したことが認められる。

(2) 児童手当の受給権を消滅させるには、(1)で述べるとおり、時効の援用、すなわち当該受給権を消滅させるための通知を要し、その効力は、当該通知の相手方への到達をもって発生するから、本件においては、本件処分通知書による本件処分の効力(時効の援用の効力)は、遅くとも、審査請求人が本件処分通知書をもって本件処分の内容を知ったと主張する令和3年2月23日には生じていたといえることは、審査請求人の主張からも明白である。

よって、遅くとも同日以降、消滅時効によって、審査請求人には、児童手当に係る請求権を行使し得る請求原因たる受給権は存しないことが認められる。

- (3) 以上の事実を踏まえ、審査請求人の主張に理由があるかどうかを検討するに、審査請求人は、郵便物を受領することができなかった期間があったにもかかわらず、本件処分がなされたことについて違法又は不当である旨主張するが、(2)に述べるとおり、本件処分の効力である消滅時効による受給権の消滅が当該郵便物を受領することができなかったとされる期間内に生じた事実はなく、その状況が解消した後に、審査請求人が本件処分通知書を受領し、当該通知内容を了知したことによりはじめて当該効力が生じたのであるから、当該郵便物を受領することができなかったという当該効力発生前の状況が、本件処分の違法性又は不当性を構成するという審査請求人の主張には、理由がない。
- 4 その他違法又は不当の有無について
  - (1) その他本件処分に係る経過等については、次の事実が認められる。
    - ア 処分庁が本件処分に至る過程において、処分庁は、審査請求人に対し、30年度現況届の提出を求めるとともに、適宜、児童手当の一時差止め及び消滅時効に係る注意喚起の目的をもって、第3の2から6までによる文書の送付を行うとともに、第3の7及び9のとおり、令和元年度以降の児童手当の支給に係る現況届の提出についても案内を行っている。このうち、第3の3から5までに

おいて送付した文書については郵便局から差し戻されているものの、それ以外 の送付文書は郵便局から差し戻されることはなかった。

- イ 処分庁は、現況届の提出に関する周知徹底を図るため、アのように受給者に対して個別に行うもののほか、第4の2に述べるとおり、市民向け広報誌や市のホームページにおいて現況届の提出について広く周知しており、第3の3において差し戻された現況届の様式についても、同ホームページにおいてダウンロードが可能な状態で掲載していた。
- (2) 本件においては、(1)のアのとおり、処分庁が審査請求人宛て送付した文書の一部は差し戻されているものの、その多くの文書は差し戻されることなく審査請求人宛て送付されたものと考えられるから、現況届の提出の必要性等については、審査請求人に対して処分庁から確かに案内がなされていたと考えられる。

加えて、(1)のイのとおり、処分庁は受給者に対して個別に行う案内のほか、種々の広報媒体により現況届の提出の必要性を周知していたことからも、審査請求人が現況届の提出の必要性等について不知であったとは認められない。

(3) したがって、本件処分には、その他の点においても、処分庁に違法又は不当な点は何ら認められない。

#### 5 結論

以上の理由から、審査請求人の主張には理由がないから、第1の審査会の結論のと おり判断するものである。

京都府行政不服審查会第1部会

委員(部会長)北村和生委員岩崎文子委員岡川英巳